

宇部市個人情報保護対策審議会会議録

日時 平成27年1月19日(月) 18時～20時30分

場所 宇部市役所 2階 第4会議室

1 議 題

- (1) 生活保護業務システム(タブレットを活用した訪問活動システム)について
- (2) 地域包括支援センターシステムの再構築について
- (3) クラウドサービスを利用した小・中学校児童生徒用タブレットPCの運用について
- (4) 期日前・不在者投票システムの再構築について
- (5) その他

2 その他

出席者

大崎会長 松藤副会長
加藤委員 鈴川委員 徳永委員 (※欠席 野村委員)

議題に関する職員

【健康福祉部】

村重次長

(生活支援課)

上村課長 伊藤課長補佐

志馬係長 篠原係員

(高齢者総合支援課)

徳永課長 岩本センター長

【教育委員会】

(学校教育課)

野村課長 宮本指導主事

【総合政策部】

(情報政策課)

河村課長補佐 大西係長

【選挙管理委員会】

岡本事務局長

(選挙課)

伊藤課長 成瀬係長

(総務管理部及び事務局)

日高部長 藤崎次長
山下課長 濱原課長補佐
重村係長 河野主任

会 議 の 概 要

(事務局)

ただ今から、宇部市個人情報保護対策審議会を開催させていただきます。

本日は、野村委員が都合により欠席でございますが、過半数の出席がありますので、条例施行規則第13条第2項の規定により、本日の会議が成立しておりますことを御報告いたします。

進行につきましては、条例施行規則第13条第1項の規定によりまして、会長が議長となっておりますので、大崎会長さんにこれからの進行をお願いしたいと思います。

それでは、大崎会長さん、よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、審議に入りたいと思います。本日の議題は4件となっております。委員の皆様の活発な御意見をお願いいたします。

まず、「生活保護業務システム（タブレットを活用した訪問活動システム）について」を議題とします。

提案課から説明をお願いします。

(健康福祉部)

それでは、「タブレット端末を活用した訪問活動支援業務の効率化」についてご説明申し上げます。

タブレット端末による訪問システムを導入することにより、生活保護業務の主体となっている訪問において、訪問前の「準備作業」、訪問中の「記録作業」、訪問後のケース記録「作成作業」の時間を短縮することが出来ると考えております。また、沢山の紙を持ち歩くという個人情報漏えいのリスクを軽減し、紙や電気の消費を抑えることで環境への配慮にも対応することができるものと考えております。

また、現在のシステムのバージョンではタブレットと連動できないため、現行システムのバージョンアップが付随します。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議のほどよろしく願いします。

(生活支援課)

【別添資料に基づき説明を行う】

(会長)

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何か御質問、御意見はありませんでしょうか。

(委員)

この度のシステムは、新規の開発になるのでしょうか。

(生活支援課)

今回は、タブレット端末を活用したシステムとなりますので、新規としております。

(委員)

新規に開発したシステムを既存のシステムに統合させるイメージでしょうか。また、既存のシステムの変更はありませんか。

(生活支援課)

既存のシステムについてはバージョンアップを行い、新システムに結合いたします。

(委員)

確認ですが、宇部市個人情報保護条例施行規則第10条の1号に「システムの設置、変更又は廃止に関する事」とありますが、システムのバージョンアップは当審議会で諮る必要はありますか。

(事務局)

システム改修の規模に応じ、要・不要を判断したいと考えております。

(委員)

タブレット端末のダウンロードは、どこまでのデータをされるのですか。

(生活支援課)

生活保護者の世帯構成、世帯員の記録項目、親族の住所、資産等になります。

(委員)

それらは、全てのデータをダウンロードするのですか。それとも特定の方のみとなるのですか。

(生活支援課)

訪問に行く方のデータとなります。だいたい1日に10件ぐらいとなります。

(委員)

セキュリティの関係でお伺いします。パスワードについてですが、タブレット端末にログインする際のパスワード、また、使用する職員のパスワード等、どのように管理されるのでしょうか。

(生活支援課)

タブレット端末自体にパスワード、職員が使用する場合もパスワードが必要となります。

(委員)

タブレット端末に誰がアクセスしたか分かるようになっていますか。

(生活支援課)

生活保護システムにログが残るようになっております。

(委員)

タブレット端末に変更することで、ペーパーレス化が図れることは分かりました。紙で情報を外を持ち出し、紛失した際のリスクはかなり高いものとなりますが、仮にタブレット端末を置き忘れてしまった場合や、第三者が遠隔操作等はできるのでしょうか。

(生活支援課)

基本的に外へタブレットを持ち出した際は、ネット接続しないようになっておりますので、遠隔操作はできません。また、タブレット端末の置き忘れ等を防止するため、持ち出す際は、タブレットが使用者の体から離れないようにチェーンで繋ぐ等、対策を考えております。

(委員)

これは、あつてはならないが、職員が訪問のためタブレット端末を持ち出した際、一人の時間が多くなります。ネット接続ができないことは、先程の説明で分かりましたが、例えばタブレット端末を外部機器に接続してデータを抜き取ることも考えられます。タブレット端末は外部機器に接続は可能でしょうか。

(生活支援課)

端末に係員レベルが操作することで、通信ができることが不可能なシステム構築を考えております。また、繋がる先の管理も可能なセキュリティを検討しておりますので、仮にネットに繋ごうとしても、生活保護システムサーバーに繋がるための、庁内のアクセスポイントにしか接続できないセキュリティを検討しております。

(委員)

ネット接続については不可能になっておりますが、例えば訪問した際に、画面を見ながら訪問者に説明をするといった方法もあると思いますが、その辺りはご検討されたのでしょうか。

(生活支援課)

情報の漏洩等を考慮し、そのようなことは行いません。

(会長)

他に御意見等なければ、採決したいと思っております。議題となっております「生活保護業務システム（タブレットを活用した訪問活動システム）について」賛成の方は挙手をお願いします。

<全 員 賛 成>

(会長)

それでは、全会一致で、当該議題について承認したいと思います。

(会長)

次に、「地域包括支援センターシステムの再構築について」を議題とします。

提案課から説明をお願いします。

(健康福祉部)

今回御審議いただく地域包括支援センターシステムの更新につきましては、平成18年度に導入しました現行のシステムが、導入以来、8年以上が経過し、インフラ環境の進化進展により業者による保守が終了したことに伴い、平成27年度以降の介護保険制度の改正に対応できなくなるために行うものです。

今回の更新により、平成27年度以降の制度改正等に対応できるシステムとし、引き続き適切かつ効率的な業務を実施したいと考えております。

詳細につきましては、高齢者総合支援課長から説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

(高齢者総合支援課)

【別添資料に基づき説明を行う】

(会長)

以上で説明は終わりましたが、何かご質問、ご意見はありませんでしょうか。

(委員)

介護保険制度の改正に伴うシステムの再構築のようですが、何が変わるのでしょうか。

(高齢者総合支援課)

制度の改正により、介護報酬の単価が変更になります。

(委員)

今後も、介護報酬が変更になる可能性はありますか。また、変更になった場合は、その都度システムを改修することになるのでしょうか。

(高齢者総合支援課)

介護報酬の変更の可能性はあります。変更があった場合は、保守契約の範囲内で対応してもらいます。

(委員)

個人情報を取り扱う観点から、既存のシステムと比べ、変更点はありますか。

(高齢者総合支援課)

大きな変更点はございません。

(委員)

既存のシステムを7～8年運用されていますが、これまでに個人情報で問題が生じたケースはありますか。

(高齢者総合支援課)

特にありません。

(委員)

記録項目を見ますと、氏名や生年月日等、個人情報としての価値が高い項目が挙げられており、これらは当然必要な項目とは思いますが、それらに加えて経済状況や生活歴、病歴といった非常にセンシティブな情報も対象となっているので、その点については、非常に厳しい管理の下に置いてもらう必要があると思います。

仮に承認するのであれば、より慎重な対応をして頂きたいという意見を付けたほうが良いと考えます。

(会長)

他に御意見等なければ、採決したいと思います。まず、承認するかの採決をし、何らかの付帯意見を付けるかどうかをお聞きしたいと思います。

まず、議題の承認について、反対の委員はいらっしゃいますか。

(反対意見なし)

次に付帯意見を付けずに承認するに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

では、付帯意見を付けることを条件に承認することとなりますが、付帯意見は「個人情報保護の観点に照らし、特に慎重に取り扱われたい」でよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

<全 員 賛 成>

(会長)

それでは、全会一致で、当該議題については、付帯意見「個人情報保護の観点に照らし、特に慎重に取り扱われたい」を付けて承認したいと思います。

次に、「クラウドサービスを利用した小・中学校児童生徒用タブレットPCの運用について」を議題とします。

提案課から説明をお願いします。

(教育委員会)

小・中学校の児童生徒が利用するタブレットPCを導入するにあたり、①～⑤等について説明させていただきます。

【別添資料に基づき説明を行う】

- ① 現状の問題点、開発の必要性
- ② 導入予定台数

- ③ 開発の効果
- ④ システムの概要
- ⑤ 授業支援ソフト

(会長)

以上で説明は終わりましたが、何かご質問、ご意見はありませんでしょうか。

(委員)

生徒がタブレットを使用する場合、パスワードは必要となりますか。

(学校教育課)

タブレットを使用する際はパスワードが必要となります。また、データを保存する場合もパスワードを入力します。

(委員)

タブレットについて、どの学校に配布するか決まっていますか。

(学校教育課)

今年度は15校に配布する予定となっています。また、配布した学校をモデル校にしたいと考えています。

(委員)

タブレットは1年生～6年生まで均等に配布されるのでしょうか。

(学校教育課)

まずは、操作方法を理解しやすい3・4・5・6年生に配布し使用していきたいと考えています。

(委員)

現状のタブレット配布予定を考えると、複数人で1台のタブレットを利用することになると思いますが、実務的に難しいのではないのでしょうか。

(学校教育課)

調べものを行うには1人1台が理想ではありますが、グループで色々なことを考え発表することもメリットの一つと考えております。

(委員)

将来的には、タブレットを1人1台と考えているようですが、不安な部分がありますか。

(学校教育課)

1人1台は国の考えであり、経費もかかります。宇部市ではそこまで揃える財源がないのが現状です。目標としては、各学校に80台ずつの配布を考えております。

本システムは、セキュリティ対策を万全としていますが、あえて不安要素をあげるとすれば、イ

インターネット接続で網をかいくぐり、危険なサイトにたどりつく可能性があるかもしれません。それらについては、データを消去するだけでなく、全ての設定に制限をかけ、常に警戒心を持ちながら対策をとりたいと考えています。

(委員)

授業支援アプリ（ロイロノートスクール）を採用された理由は何でしょうか。

(学校教育課)

本アプリ、クラウドは、2011年の総務大臣賞（イーランニング大賞）を受賞しており、セキュリティ対策も万全で、操作性に優れていることから採用しました。

(委員)

クラウド上に残る個人情報は何がありますか。

(学校教育課)

基本的には、生徒が作成した感想文、写真、動画、音声等、学習過程が保存されます。

(委員)

それらは、あまり個人情報に触れる問題ではないと思います。どちらかと言えば、児童・教員の情報が個人情報になると思います。児童が作成した成果物への評価はクラウド上に保存されるのですか。

(学校教育課)

成果物への評価はクラウド上に保存はしません。また、児童の情報については、氏名でなく出席番号で管理する方法も可能です。誰の成果物か分かるように、先生毎にフォルダを作成したいと考えています。

(委員)

ロイロノートスクールは、本人以外アクセスができないと説明がありましたが、教員もアクセスできないのですか。

(学校教育課)

児童にはアカウントがあり、個別にログインが可能ですが、教員にはアクセス可能な設定、できない設定両方あります。万が一、教員が家で何か作業をすることが生じた場合、簡単にアクセスできないようにしなければなりません。基本的には、教員は必要に応じてアクセスできるよう考えております。

(委員)

ワンドライブに保存された児童生徒の記録物は、教員用のPCに取り込むとなっておりますが、万が一、作業を忘れた場合、クラウド上に情報が残ると思います。情報が残っているか確認するシステムはありますか。

(学校教育課)

ございません。1日1回情報が残っていないか確認するよう運用していきたいと考えております。

(会長)

他に御意見等なければ、採決したいと思います。議題となっております「クラウドサービスを利用した小・中学校児童生徒用タブレットPCの運用について」賛成の方は挙手をお願いします。

<全 員 賛 成>

(会長)

それでは、全会一致で、当該議題について承認したいと思います。

最後に、「期日前・不在者投票システムの再構築について」を議題とします。

提案課から説明をお願いします。

(選挙管理委員会事務局)

これまで、各選挙の執行の度に、期日前投票及び不在者投票の投票システムを使用して参りました。しかし、その投票システムのサポート期間が終了したため、従来のシステムでは投票管理ができなくなりましたので、それに替えて、今回提出しておりますシステム開発（変更）計画書にあります「期日前・不在者投票システム」を新たに構築しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(選挙課)

【別添資料に基づき説明を行う】

(会長)

以上で説明は終わりましたが、何かご質問、ご意見はありませんでしょうか。

(委員)

従来システムと比べ安定した稼働とは具体的にはどのようなことですか。

(選挙課)

従来のシステムは使用できないわけではありませんが、サポートが終了したため、何か起こった際に対応ができません。今回のシステムを導入することで、サポートも対応が可能となり、安定した運用が可能となります。

(委員)

ネットワーク構成について、従来のシステムと変更はありますか。

(選挙課)

変更はございません。

(委員)

今回のシステムは、選挙当日も扱いますか。

(選挙課)

当日の投票はシステムを利用せずに事務を行っています。

(委員)

期日前のデータは全てPCに情報が入るのですか。

(選挙課)

はい。PC上で消し込み等の作業を行います。

(委員)

従来 of システムから変更となる点はないと考えてよろしいでしょうか。

(選挙課)

メーカーは変更となりますが、データの扱いは同じとなります。

(委員)

失権者情報とは何でしょうか。

(選挙課)

刑法、公職選挙法、政治資金規制法の違反者になります。

失権者とは、公職選挙法第11条に規定された選挙権及び被選挙権を有しない者で、例えば、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者などを指しますが、その情報のことです。

(委員)

選挙人名簿システムとの連携とありますが、新たに連携するのですか。

(選挙課)

従来 of システムでも連携しており、新たに連携するものではありません。

(委員)

委託処理の個人情報取扱特記事項とはどのような内容ですか。

(選挙課)

契約書内に記載された、個人情報の取り扱いについての禁止事項になります。

(委員)

それらは従来から変更がないと考えてよろしいですか。

(選挙課)

はい。

(委員)

システムの改修は、ソフトもハードもでしょうか。

(選挙課)

ソフトのみとなります。

(会長)

他に御意見等なければ、採決したいと思います。議題となっております「期日前・不在者投票システムの再構築について」賛成の方は挙手をお願いします。

<全員賛成>

(会長)

それでは、全会一致で、当該議題について承認したいと思います。

以上で、本日の議題の審議は全て終了しましたが、他にご意見はありませんでしょうか。

その他及び事務局から何かありますか。

(事務局)

ありません。

(会長)

それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。活発な御審議ありがとうございました。